

「教育研究」とは何か

校長 植田 健男

国・公・私立と、その設置者を問わず、また、小・中・高と、その学校階梯を問わず、学校および教員にとって「教育研究」が必要なことは論を待たないであろう。しかし、ここで言う「教育研究」がどのようなものを指しているのかは、現実的には（また、理論的にも）、重要な問題が残されて今に至っている、と言わざるを得ない。

教員研修と言えば、かつては一般公務員とは異なる教育公務員の特例として位置づけられ、自主研修をこそ大原則とし、官制研修は行政による条件整備の一環として開催しうるとしても、およそ、そこへの出席の強制などは認められるものではなく、教員たちが自らの教育実践上の必要性に応じて、それにふさわしい内容を選び、適切な時と場を自ら選択して行うのが当然のこととされてきた。さすがに、学校からの承認を必要とするとしても（具体的には、所属長の承認）、長期にわたって勤務場所を離れて研修に専念することができる、というのが元々の教育公務員特例法の趣旨とするところであった。

ここで言う「研修」とは「研究と修養」であると解され、教員の教育研究については、戦後直後からかなりの議論が積み重ねられてきたのである。

現場の教員にとって、各種のサークル活動や自主的な研究会、半官半民の研究会や学会など、研修の場は実に多様であったが、歴史的に見て我が国でもっとも広範に組織された教育研究の場の一つは、教職員組合が主催する教育研究集会であった。憲法学者の渡辺治が説いてるように、自らの職務について自主的な研究活動をこれほど広範に組織し、展開している教職員組合は、日本以外には類を見ないと言われている。教職員組合が組織する教育研究活動は支部内（校内）、単組内から都道府県組織、そして、全国組織と多重に積み上げられて行き、住まいや職場、世代を超えて教職員にとっての多様な学びの場となった。教職員にとっての教育研究運動の一つの頂点は、こうしたなかで生み出された、と言って良いであろう。

しかし、教育行政と教職員組合運動とが激しく対立を深めて行くなかで、やがてこれらは組合運動の一環であって、研修の場としては認められないとされるようになり、こうした紛争は法廷内に持ち込まれることになった。そして、ついに職務専念義務免除の願いを出しての参加さえも否定されるような事例が出始め、こうしたな

かで教育研究集会への参加に限らず、次第に自主研修の余地は狭められて行った。

すでに、先の自主研修と官製研修との関係性は完全に逆転して久しくなった。採用時の初任者研修にはじまり、数々の官製研修が制度的な研修として組み立てられて行き、教育職員免許法の改正により、ついに教員免許更新講習というものまで登場して（もちろん、これを「研修」に含めるのは異論があるが）、今や、教員と学校は「行政研修づくめ」と言っても良いような状態となっている。少なくとも、かつて自主研修と呼ばれていたものは、時間的にも、経費の面から言っても、多くの教員にとっては個々人の私的な生活の枠内でしか存在し得ないものになってしまっている。

それでは、例え官製研修とは言え、これだけ研修の機会が量的に拡大し、それなりに「体系化」してきたのだから、「教育研究」の質が深まってきたのかと言うと、それは極めて怪しいとしか言いようがない。

例えば、あちこちの教育界において「教育論文」というもの（制度）の存在を耳にするが、知る限りその多くは調べ学習の範囲内であったり、授業実践の記録に留まっていたりして、果たして「論文」というものをどう捉えているのか、つまりそこで「教育研究」の意味がどう捉えられているのか確かめたい衝動に駆られることがしばしばある。

教員が行う教育研究は、その教育実践を前提としている以上（それ故に、職務としての研修が認められていた）、単なる学習に終わったり、「研究のための研究」の域に留まることも考えにくい。私たちの学校は、国立大学の附属学校であり、さらに研究開発を任務として掲げている、世間から見れば特殊な学校である。それだけに「教育研究」とは何か、という問い合わせを避けては通れない。

学校や教員にとって必要不可欠な「教育研究」とはどういうもので、いかなる意味での「教育研究」を展開すべきなのかを、今日のような多忙のなかでこそ、私たちはあらためて自覚的な論議の場に乗せることが求められているように思われる。

本冊子は本校の「研究紀要」であるので、常に、この問いを胸に私たちの教育研究活動を鍛え、それを形にしていくことにしたい。